

環循適発第 081017004 号
平成 20 年 10 月 17 日
一部改正
環循適発第 2103031 号
令和 3 年 3 月 3 日

各都道府県

廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課長
(公 印 省 略)

「廃棄物処理施設の財産処分マニュアル」の一部改正について

循環型社会形成推進交付金、廃棄物処理施設整備交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）及び廃棄物処理施設整備費補助金の交付を受けて整備した廃棄物処理施設の財産処分については、平成 20 年 10 月 17 日付け環廃対発第 081017004 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知の別添「廃棄物処理施設の財産処分マニュアル」（以下、「マニュアル」という。）により行われているところであるが、今般、マニュアルの一部を改正したので、貴管内市町村等に対し周知願いたい。

廃棄物処理施設の財産処分マニュアル

1. 財産処分の承認方針について

補助事業により取得した財産の処分については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第22条及び「同施行令」第14条の規定を受けて、「循環型社会形成推進交付金交付要綱」の第7、「廃棄物処理施設整備交付金交付要綱」の第7、「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）交付要綱」第7、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）交付要綱」第7条第十号及び「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱」の6において環境大臣が別に定める期間を経過するまで、環境大臣の承認を受けずに財産処分（補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊す等をいう。以下同じ。）を行ってはならない。

なお、処分制限期間については、昭和41年厚生省告示第350号「補助事業等により取得した財産の処分制限期間を定める件」（平成12年3月30日付け厚生省通知会発第247号により改正）により定められているところである。

また、財産処分の承認にあたっては、平成20年5月15日付け環企発第080515006号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」（以下、「承認基準」という。）及び平成20年10月17日付け環廃対発第081017003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知（以下、「取扱通知」という。）に基づくほか、以下により行うものとする

2. 加重平均耐用年数の取扱について

廃棄物処理施設については、建物、構築物、機械装置類が有機的に結合し、その機能を果たしているものであり、個々の設備等の耐用年数をもって判断することは実情にそぐわないことから、処分する施設を一体的なものとし、これまで加重平均耐用年数（施設に含まれる設備等の耐用年数ごとに工事費の重みづけを行い、施設一体として算出した耐用年数。以下同じ。）と経過年数の比較により、補助目的を達成しているか否かを判断してきたところである。

今後は、承認基準に基づき手続きを行うこととなるが、承認基準「第3 国庫納付に関する承認の基準」に定める「国庫納付に関する条件を付して承認する場合」に該当する財産処分を行う場合については、従来のおり、加重平均耐用年数を用いて補助目的を達成しているか否かを判断することとする。

3. 加重平均耐用年数を用いる財産処分について

承認基準「第4 財産処分納付金の額」の「2. 転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等」のただし書きに基づく財産処分納付金額の算定については、次のとおりとする。

(1) 経過年数が加重平均耐用年数を下回る場合

当該施設が補助目的を達成していると認められないことから、財産処分する施設等に係る工事毎の国庫補助額に、処分制限期間に対する残余年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。）の割合を乗じて得た額（以下、「残存年数納付金額」という。）を財産処分納付金額とする。

(2) 経過年数が加重平均耐用年数を上回る場合

当該施設が補助目的を達成していると認められることから、さらに評価額と解体経費との比較を行い、評価額が解体経費を下回る場合は、国庫納付を要しないが、評価額が解体経費を上回る場合においては、評価額から解体経費を差し引いた金額に、総事業費に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額を財産処分納付金額とする。

ただし、残存年数納付金額を上限額とする。

(3) 財産処分完了報告の提出

加重平均耐用年数を用いて補助目的の達成の有無を判断し、財産処分納付金額を算出する場合については、当該施設の解体完了後、再度、評価額と解体経費の比較等を行い、財産処分納付金の有無及び納付額を確定させるため、速やかに取扱通知の様式4「廃棄物処理施設財産処分完了報告書」を提出すること。

4. 加重平均耐用年数の算定について（以下、「6. 参考事例について」を参照）

耐用年数調書の各欄に記入する額は、評価額・解体費対比表の「取得価格」の「計」欄に記載した額と一致すること。

なお、加重平均耐用年数の算定は次の方法により計算する。

① 構成比率 \equiv 耐用年数ごとの合計金額 \div 耐用年数の総合計金額

（小数点第6位を四捨五入：構成比率の合計が100%に満たない場合は、端数の大きいものから順次切り上げることによって調整を行う。）

② 個々の加重平均耐用年数 \equiv 耐用年数 \times 構成比率（少数点第3位を切り上げ）

③ 施設の加重平均耐用年数 $=$ 個々の加重平均耐用年数の合計

(例1) 構成比率の算出

耐用年数の総合計金額が508,000,000円で、耐用年数20年の合計金額が189,453,168円の場合

$$189,453,168 \div 508,000,000 \text{ 円} \approx 0.37294 \text{ (37.294\%)}$$

耐用年数の総合計金額が508,000,000円で、耐用年数7年の合計金額が226,177,298円の場合

$$226,177,298 \div 508,000,000 \text{ 円} \approx 0.44523 \text{ (44.523\%)}$$

(例2) 個々の加重平均耐用年数の算出

耐用年数が30年で、その構成比率が18.183%の場合

$$30 \text{ 年} \times 0.18183 \approx 5.46 \text{ 年}$$

耐用年数が20年で、その構成比率が37.294%の場合

$$20 \text{ 年} \times 0.37294 \approx 7.46 \text{ 年}$$

また、諸条件により加重平均耐用年数の計算に組み入れるか否かの取り扱いが異なってくるので、表1「財産処分に係る加重平均耐用年数の算出における取り扱いについて」に従い、算定すること。

(表1)

財産処分に係る加重平均耐用年数の算出における取り扱いについて

財産処分の条件	国庫補助採択の有無		耐用年数の設定		工種の条件	加重平均耐用年数の計算
	補助対象事業	単独事業	可	不可		
取りこわし	○		○			○
	○			○		×
		○	○		廃棄物処理施設と密接に関連する	○
		○	—	—	廃棄物処理施設と密接に関連しない	×
取りこわしが伴う 一部継続使用 一部転用 一部譲渡 一部貸付 等	○		○			○
		○	○		廃棄物処理施設と密接に関連する	○
		○	—	—	廃棄物処理施設と密接に関連しない	×
取りこわしが伴わない 継続使用 転用 譲渡 貸付 等	○		○			○
		○	○		廃棄物処理施設と密接に関連する	○
		○	—	—	廃棄物処理施設と密接に関連しない	×
	—	—	—	—	市町村合併又は一部事務組合再構成に伴う無償譲渡	×
継続使用 転用 貸付 等 部分の取りこわし	○					○
		○			廃棄物処理施設と密接に関連する	○
	—	—	—	—	前回の財産処分にて取りこわし及び譲渡済みのもの	×
国庫補助により基幹的施設改良事業で整備した施設の取りこわし	○		○		既設 (撤去済み部分含む)	○
		○	○		既設(撤去部分含む)であり廃棄物処理施設と密接に関連する	○
	○		○		新設	○
		○	○		新設であり廃棄物処理施設と密接に関連する	○
		○	—	—	廃棄物処理施設と密接に関連しない	×
	—	—	—	—	法規制等の強化により整備したもの	×

5. 評価額の算定及び評価額と解体費の対比について（以下、「6. 参考事例について」を参照）
評価額・解体費対比表の「工種別」欄及び「工事費」欄は、国庫補助の最終年度の年度別事業計画精算書の区分及び金額に基づき、記載すること。

諸経費は、当該諸経費を必要とする工事費に対して、工事費の比率に応じて按分し、配分すること。

(例) 工事費の合計金額 434,918,098 円、諸経費の合計額 73,081,902 円の場合

この場合の按分率は、

$$\begin{array}{l} \text{(諸経費の合計額)} \quad \text{(工事費の合計額)} \quad \quad \quad \text{(按分率)} \\ 73,081,902 \div 434,918,098 = 0.168036010311072 \quad \text{となる。} \end{array}$$

この率を各工事費に按分していく。

例えば給排水設備の土木工事の場合は、

$$\begin{array}{l} \text{(工事費)} \quad \quad \quad \text{(按分率)} \quad \quad \quad \text{(諸経費按分額)} \\ 5,598,000 \times 0.168036010311072 \doteq 940,665.5857 \quad \text{となる。} \end{array}$$

この作業を各工種について行い、端数の大きなものから順次切り上げることによって、諸経費の合計額である 73,081,902 円に合わせる。

その結果、全体の諸経費との関係により、この例の場合は、

$$\begin{array}{l} \text{(諸経費按分額)} \quad \quad \quad \text{(端数調整後の諸経費按分額)} \\ 940,665.5857 \text{ 円} \quad \rightarrow \quad 940,665 \text{ 円} \quad \text{となる。} \end{array}$$

なお、諸経費以外でも、土地造成費、用地費、補償費、調査費及び事務費等の事業を国庫補助対象事業として行った場合には、さらに当該事業費（按分された諸経費を含んだ額）を関係する事業に按分（諸経費 2 として按分）すること。

事業への按分は表 2 「財産処分に係る評価額の算出における取り扱いについて」に従い、算定すること。

(表2)

財産処分に係る評価額の算出における取り扱いについて

工種の例	工種の条件	国庫補助採択の有無		評価額の計算	
		補助対象事業	単独事業		
土地造成費 場内整備費 造園工事費 用地費 補償費 調査費 事務費 消費税相当額 等	複数の事業に関係し得るものであって、事業に含まれる工種の耐用年数に直接関係しないもの	○		○	諸経費2に入れ按分
		○	○	○	
			○	×	「評価対象外」と記載
杭打ち工事 等	複数の事業に関係し得ないものであって、事業に含まれる工種の耐用年数に関係するもの	○		○	諸経費に入れ按分
		○	○	○	
			○	×	「評価対象外」と記載
その他	廃棄物処理施設と密接に関係するもの	○		○	
		○	○	○	
			○	○	
	廃棄物処理施設と密接に関係しないもの	○		○	
		○	○	○	
			○	×	

「経過年数」欄は、当該施設の竣工（設置）から廃止（稼働停止）までの年数（端数の月数は切り捨て）を記載する。

(例) 経過年数が、8年11か月の場合 → 8年

「評価額」の算定は、所得税法施行令第120条（減価償却資産の償却の方法）に規定する①旧定額法及び②旧定率法並びに地方税法第388条第1項の規定に基づく固定資産評価基準のいずれかのうち、当該補助事業者の採用する方法によるものとするが、原則として、旧定率法によることとする。

また、「評価額」は、取得価格に定率を乗じることによって算定する。円未満の端数については切り上げるものとする。

「償却価格」欄は、「取得価格」から「評価額」を差し引いて算定する。

(例) 平成9～10年度整備事業における耐用年数20年の工種

この場合の定率は、耐用年数20年に対して経過年数8年であることから定率は0.398となる。この定率を取得価格に乗じて評価額を算定する。

例えば排水処理設備の土木工事の場合は、

$$\begin{array}{l} \text{(取得価格 (A計)) (定率)} \quad \quad \quad \text{(評価額)} \\ 17,469,420 \text{ 円} \times 0.398 = 6,952,830 \text{ 円} \quad \text{となる。} \end{array}$$

この「評価額」を「取得価格」から差し引いた額が「償却価格」となる。

この場合は、

$$\begin{array}{l} \text{(取得価格 (A計))} \quad \quad \text{(評価額)} \quad \quad \quad \text{(償却価格)} \\ 17,469,420 \text{ 円} - 6,952,830 \text{ 円} = 10,516,590 \text{ 円} \quad \text{となる。} \end{array}$$

「解体費」欄は、評価額を算定した工種に対応する解体費の合計額のみを記載すること。（「評価額」と「解体費」の対比であるので、評価額を算定した工種のすべての解体費を計上すること。）

したがって、評価額上、評価していない工種が盛り込まれていることや、評価している工種が解体費に盛り込まれていないことに留意すること。

また、解体により生じる鉄材等を売り払うことにより収入が見込まれる場合には、解体費用から当該収入見込額を控除した額を記載すること。

解体費の見積書等は、各工種に対応して作成されていることが望ましいが、評価額との関係が必ずしも明確でない場合には、当該見積書等に記載の方法により説明を付すこと。

なお、当該見積書等の提出にあたっては、表記されていない円未満の額が解体費の合計に含まれることや切り捨て及び四捨五入が混在することがないように十分に留意すること。

6. 参考事例について

参考事例の施設概要は以下のとおりとする。

設 置 年 月 日	平成11年3月31日
補 助 年 度	平成9、10年度（竣工日：設置年月日に同じ）
総 事 業 費	550,000,000円
国庫補助総基本額	381,000,000円
国 庫 補 助 額	95,250,000円
補 助 率	4分の1
稼働停止年月日	平成19年11月30日
処 分 の 理 由	当クリーンセンターは、平成11年3月から平成19年3月までの8年間稼働してきたが、老朽化が著しく、～（省 略）～なお、施設の一部については、廃棄物再生利用施設（熔融スラグのストックヤード）として転用する。

評価額・解体費対比表：別表1

耐用年数調書：別表2

返還金調書：別表3

(別表1)

評価額・解体費対比表

工種別	耐用 年数	取得価格					経過 年数	償却価格 A-B	評価額 B	解体費	償却方法等 定率法	
		工事費	諸経費	計	諸経費2	A計						
平成9～10年度												
(本工事費)												
受入供給設備	土木	20	25,136,287	4,223,801	29,360,088	1,693,851	31,053,939	8	転用		0.398	
"	機械	7	16,922,616	2,843,609	19,766,225	1,140,359	20,906,584	8		19,401,309	1,505,275	0.072
炉本体設備	土木	20	59,890,572	10,063,773	69,954,345	4,035,828	73,990,173	8		44,542,084	29,448,089	0.398
"	機械	7	28,500,000	4,789,026	33,289,026	1,920,521	35,209,547	8		32,674,459	2,535,088	0.072
燃焼設備	機械	7	36,100,000	6,066,100	42,166,100	2,432,660	44,598,760	8		41,387,649	3,211,111	0.072
通風設備	土木	20	19,684,676	3,307,734	22,992,410	1,326,485	24,318,895	8		14,639,974	9,678,921	0.398
"	機械	7	18,910,000	3,177,561	22,087,561	1,274,282	23,361,843	8	撤去済み			0.072
灰出設備	土木	20	15,940,000	2,678,494	18,618,494	1,074,144	19,692,638	8		11,854,968	7,837,670	0.398
"	機械	7	6,780,000	1,139,284	7,919,284	456,882	8,376,166	8		7,773,082	603,084	0.072
ガス冷却設備	機械	7	15,600,000	2,621,362	18,221,362	1,051,232	19,272,594	8		17,884,967	1,387,627	0.072
排ガス処理設備	機械	7	18,800,000	3,159,077	21,959,077	1,266,870	23,225,947	8	撤去済み			0.072
排水処理設備	土木	20	14,140,440	2,376,103	16,516,543	952,877	17,469,420	8		10,516,590	6,952,830	0.398
"	機械	7	18,706,060	3,143,292	21,849,352	1,260,539	23,109,891	8		21,445,978	1,663,913	0.072
煙突設備	土木	20	21,808,080	3,664,543	25,472,623	1,469,574	26,942,197	8		16,219,202	10,722,995	0.398
余熱利用設備	機械	7	6,800,000	1,142,645	7,942,645	458,229	8,400,874	8		7,796,011	604,863	0.072
給排水設備	土木	20	5,598,000	940,665	6,538,665	377,231	6,915,896	8		4,163,369	2,752,527	0.398
"	機械	7	7,660,000	1,287,156	8,947,156	516,182	9,463,338	8		8,781,977	681,361	0.072
電気設備	機械	7	11,600,000	1,949,218	13,549,218	781,686	14,330,904	8	撤去済み			0.072
計装設備	機械	7	7,260,300	1,219,992	8,480,292	489,248	8,969,540	8	撤去済み			0.072
建屋工事	建築	30	79,081,067	13,288,467	92,369,534	5,329,012	97,698,546	8	転用			0.541
小計			434,918,098	73,081,902	508,000,000	29,307,692	537,307,692			259,081,619	79,585,354	
共通仮設費			13,058,257									
現場管理費			23,417,205									
一般管理費			36,606,440									
小計			73,081,902	諸経費へ						0	0	
(附帯工事費)												
場内道路工事	土木	15	5,633,812	815,134	6,448,946	372,055	6,821,001	8	評価対象外			0.293
洗車場工事	土木	15	990,780	143,352	1,134,132	65,431	1,199,563	8	評価対象外			0.293
門・開障工事	土木	15	3,858,632	558,290	4,416,922	254,822	4,671,744	8	評価対象外			0.293
小計			10,483,224	1,516,776	12,000,000	692,308	12,692,308			0	0	
共通仮設費			332,393									
現場管理費			498,590									
一般管理費			685,793									
小計			1,516,776	諸経費へ						0	0	
(事務費)												
事務費			4,000,000		4,000,000							
消費税相当額			26,000,000		26,000,000							
小計			30,000,000		30,000,000	諸経費2へ				0	0	
平成9～10年度計			550,000,000		550,000,000		550,000,000			259,081,619	79,585,354	
												275,000,000
												13,750,000
総合計			550,000,000		550,000,000		550,000,000			259,081,619	79,585,354	288,750,000
												消費税
												合計

加重平均耐用年数に用いた工種の合計 508,000,000

評価対象外計	12,692,308
撤去済み計	69,888,234
転用計	128,752,485
評価対象計	338,666,973

(別表 2)

耐用年数調書

		30年	20年	7年	計
平成9～10年度					
(本工事費)					
受入供給設備	土木		29,360,088		29,360,088
〃	機械			19,766,225	19,766,225
炉本体設備	土木		69,954,345		69,954,345
〃	機械			33,289,026	33,289,026
燃焼設備	機械			42,166,100	42,166,100
通風設備	土木		22,992,410		22,992,410
〃	機械			22,087,561	22,087,561
灰出設備	土木		18,618,494		18,618,494
〃	機械			7,919,284	7,919,284
ガス冷却設備	機械			18,221,362	18,221,362
排ガス処理設備	機械			21,959,077	21,959,077
排水処理設備	土木		16,516,543		16,516,543
〃	機械			21,849,352	21,849,352
煙突設備	土木		25,472,623		25,472,623
余熱利用設備	機械			7,942,645	7,942,645
給排水設備	土木		6,538,665		6,538,665
〃	機械			8,947,156	8,947,156
電気設備	機械			13,549,218	13,549,218
計装設備	機械			8,480,292	8,480,292
建屋工事	建築	92,369,534			92,369,534
共通仮設費					
現場管理費					
一般管理費					
(附帯工事費)					
場内道路工事	土木				
洗車場工事	土木				
門・囲障工事	土木				
共通仮設費					
現場管理費					
一般管理費					
(事務費)					
事務費					
消費税相当額					
総合計		92,369,534	189,453,168	226,177,298	508,000,000
構成率 (%)		18.183%	37.294%	44.523%	100.000%
加重平均耐用年数 (年)		5.46	7.46	3.12	16.04

(別表3)

返 還 金 調 書

工種別	耐用 年数	国庫補助基本額					国庫補助額 (1/4)	経過 年数	返還金 B*(A-C)/A	
		工事費	諸経費	計	諸経費2	総計				
平成9～10年度	A						B	C		
(本工事費)										
受入供給設備	土木	20	16,800,000	2,643,934	19,443,934	1,542,294	20,986,228	5,246,557	8	3,147,934
〃	機械	7	8,650,000	1,361,311	10,011,311	794,098	10,805,409	2,701,352	8	耐用年数経過
炉本体設備	土木	20	33,500,000	5,272,131	38,772,131	3,075,410	41,847,541	10,461,885	8	6,277,131
〃	機械	7	21,901,000	3,446,715	25,347,715	2,010,584	27,358,299	6,839,575	8	耐用年数経過
燃焼設備	機械	7	24,800,000	3,902,951	28,702,951	2,276,721	30,979,672	7,744,918	8	耐用年数経過
通風設備	土木	20	10,600,400	1,668,260	12,268,660	973,152	13,241,812	3,310,453	8	1,986,271
〃	機械	7	9,635,853	1,516,461	11,152,314	884,603	12,036,917	3,009,229	8	耐用年数経過
ガス冷却設備	機械	7	6,600,000	1,038,689	7,638,689	605,902	8,244,591	2,061,148	8	耐用年数経過
排ガス処理設備	土木	7	8,158,800	1,284,008	9,442,808	749,005	10,191,813	2,547,953	8	耐用年数経過
排水処理設備	土木	20	5,840,440	919,151	6,759,591	536,172	7,295,763	1,823,941	8	1,094,364
〃	機械	7	18,706,060	2,943,905	21,649,965	1,717,278	23,367,243	5,841,811	8	耐用年数経過
煙突設備	土木	20	21,808,080	3,432,091	25,240,171	2,002,053	27,242,224	6,810,556	8	4,086,333
余熱利用設備	機械	7	6,800,000	1,070,164	7,870,164	624,262	8,494,426	2,123,607	8	耐用年数経過
給排水設備	土木	20	5,598,000	880,997	6,478,997	513,915	6,992,912	1,748,228	8	1,048,936
〃	機械	7	7,660,000	1,205,508	8,865,508	703,213	9,568,721	2,392,180	8	耐用年数経過
電気設備	機械	7	11,600,000	1,825,574	13,425,574	1,064,918	14,490,492	3,622,623	8	耐用年数経過
計装設備	機械	7	7,260,300	1,142,605	8,402,905	666,519	9,069,424	2,267,356	8	耐用年数経過
建屋工事	建築	30	79,081,067	12,445,545	91,526,612	7,259,901	98,786,513	24,696,628	8	18,110,860
小計			305,000,000	48,000,000	353,000,000	28,000,000	381,000,000	95,250,000		35,751,829
共通仮設費			8,000,000							
現場管理費			15,850,000							
一般管理費			24,150,000							
小計			48,000,000	諸経費へ						0
(事務費)										
事務費			3,500,000		3,500,000					
消費税相当額			24,500,000		24,500,000					
小計			28,000,000		28,000,000	諸経費2へ				0
平成9～10年度計			381,000,000		381,000,000		381,000,000	95,250,000		35,751,829
総合計			381,000,000		381,000,000		381,000,000	95,250,000		返還金額 35,751,829

7. 基幹的施設改良事業で整備した設備を含む廃棄物処理施設の財産処分の取り扱いについて

例えば、平成9～10年度に国庫補助事業として新設したごみ処理施設（平成11年3月31日竣工）において、一部設備が老朽化したため、国庫補助事業の基幹的施設改良事業により平成15年度に「排ガス処理設備（機械）」、「通風設備（機械）」、「電気計装設備（機械）」（平成16年3月31日竣工）の取り替えを行い、その後、ごみ処理施設全体が老朽化したため、平成19年11月30日をもって施設（転用部分を除く）の稼働を停止させた場合の加重平均耐用年数及び評価額の取り扱いは、次のとおりである。

(1) 「加重平均耐用年数」の取り扱い

基幹的施設改良事業を行う際に撤去した部分を含めた施設全体で加重平均耐用年数を算出する。

また、新たに整備した設備（基幹的施設改良事業を行った設備）の耐用年数（加重平均耐用年数を算出するための当該年数）は、本体施設の竣工から基幹的施設改良事業の竣工までの年数と、当該設備の耐用年数の和とすること。

したがって、当該施設の場合、基幹的施設の竣工から5年を経過した時点で、改良事業（「排ガス処理設備（機械）」、「通風設備（機械）」、「電気計装設備（機械）」）を行い竣工しているので、これらの設備の耐用年数は以下のとおりとなる。

(例) 7年 + 5年 = 12年

(2) 「評価額」の取り扱い

基幹的施設改良事業を行う際に撤去した設備については、今回の財産処分の申請にあたっては、当然、存在しないわけであるから評価額の計算には組み入れない。（「償却価格」欄に「撤去済み」と記載すること。）

基幹的施設改良事業により新たに整備した設備については計算に組み入れること。

廃棄物処理施設の財産処分にあたっては、施設を一体的なものとして判断していることから、基幹的施設改良事業の実施時における処分の申請は要しないものとする。

基幹的施設改良事業を単独事業のみで実施した場合、単独事業により新たに整備した設備が廃棄物処理と密接に関連するものは評価額の計算に組み入れ、この際に撤去した部分については評価額の計算に組み入れないものとする。また、当該設備は国庫補助事業による整備ではないことから、目的達成の判断基準である加重平均耐用年数への算入は行わないものとする。（撤去した設備については加重平均耐用年数への算入を行う。）

「ダイオキシン類削減対策による設備」等の設置を、基幹的施設改良事業という手段を用いて実施している場合があるが、これは、施設の延命化よりも、法規制の強化に伴い補助目的に沿った使用を継続するために緊急に整備せざるを得なくなったために実施したものであるため、(1)の取り扱いは、その性質上なじまず、施設本体（「ダイオキシン類削減対策による設備」等以外の施設）の加重平均耐用年数をもって補助目的の可否を判断することとしているので、加重平均耐用年数の計算には組み入れないものとする。（評価額の計算には組み入れられる。）

8. 施設の増設を行った場合の財産処分の取り扱いについて

(1) 既存部分及び増設部分が一体的な施設である場合

基幹的施設改良事業で整備した設備を含む廃棄物処理施設の財産処分の取り扱いに準ずる。

(2) 既存部分及び増設部分がそれぞれ独立した施設である場合

既存部分及び増設部分それぞれ別施設として考え、それぞれについて加重平均耐用年数及び評価額を算出し、評価する。

9. 施設の転用について

廃棄物処理施設の取りこわし等を行う際に、他の用途に施設の一部を転用する場合の取り扱いについては、表3「財産処分に係る設備の転用における取り扱いについて」による。

(表3)

財産処分に係る設備の転用における取り扱いについて

転用設備の条件	取り扱い	転用後の 財産処分申請
国庫補助対象施設への転用	残余期間の処分制限を条件として承認	要
国庫補助対象外ではあるが 廃棄物処理と密接に関連する 施設の一部への転用	残余期間の処分制限を条件として承認	要
国庫補助対象外施設であり 廃棄物処理とは関係は無いが 公共性・公益性がある 施設の一部への転用	やむを得ない事由と判断できる場合に限り、 残余期間分の国庫補助額返還を条件として 承認	否
その他の施設への転用	転用は認めない	—

表中の取扱いは、原則として補助目的を達成していると判断できる場合に限る。

10. 個別案件として事前協議が必要な財産処分(取壊し)について

次に該当する施設について、経過年数が加重平均耐用年数を下回る場合においては、経過年数が加重平均耐用年数を上回る施設と同様の取扱いとし、施設の評価額と解体経費を比較することで国庫補助金返還の有無を判断するものとする。

- (1) ダイオキシン類削減対策のための法規制強化に伴い廃止を行った施設
- (2) 広域化計画に伴う廃止を行った施設